# 長崎県環境保健研究センターにおける競争的資金等の運営・管理に係る実施要綱

平成31年3月29日 制定 令和3年11月30日 改定 令和4年 8月 1日 改定

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定。)に基づき、長崎県環境保健研究センター(以下「センター」という。)における競争的資金等の適正な運営・管理を推進するとともに、研究活動上の不正行為を防止するために必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 競争的資金等 国又は公益法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
  - (2) 配分機関 競争的資金等を配分する国又は公益法人等をいう。
  - (3) 研究代表者等 競争的資金等の交付を受ける研究代表者、研究分担者等としての職員をいう。
  - (4) 関係職員 競争的資金等の運営・管理に直接関わる全ての職員をいう。

#### (責任体系の明確化)

- 第3条 センターの競争的資金等を適正に運営・管理するため、別表のとおり最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者、監査責任者及び監査担当者を置く。
- 2 最高管理責任者は、センター全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を 負う。
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について、センター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の運営・管理について実質的な責任を持ち、 関係職員へ適正な指導を行う。また、統括管理責任者の指示の下、競争的資金等の運営・管理 状況等を把握し、必要に応じて改善を指導して、その実施状況を統括管理責任者に報告する。 また、コンプライアンス推進副責任者は、推進責任者を補佐するものとする。
- 5 監査責任者は、最高管理責任者の指示の下、競争的資金等の管理体制の不備について検証するとともに、競争的資金等の財務情報に対する監査を総括する。
- 6 監査担当者は、競争的資金等の財務情報に対する監査を実施する。

#### (法令等の遵守)

第4条 関係職員は、交付等を受けた競争的資金等に係る研究の実施に当たっては、関係法令、 配分機関が示した交付等の条件、県の規則等を遵守し、適正に処理しなければならない。

#### (不正防止計画推進部署)

- 第5条 最高管理責任者は、別表のとおり競争的資金等の不正防止計画の推進に関する責任者 (以下「防止計画推進者」という。)を置く。
- 2 防止計画推進者は、不正を発生させる要因を体系的に整理、評価するとともに、その要因に 対応する具体的な不正防止計画を策定し、実施する。
- 3 最高管理責任者は、不正防止計画の進捗管理を行うものとする。

# (相談窓口)

- 第6条 競争的資金等に係る事務処理手続き及び執行に関する相談窓口は、次の各号に設置する。
  - (1) 総務課
  - (2) 企画・環境科

#### (告発等窓口)

- 第7条 競争的資金等の不正行為に関する告発及び通報(以下「告発等」という。)の受付は、次の各号によるものとする。
  - (1) 受付窓口 長崎県環境保健研究センター 企画・環境科長
  - (2) 場所及び連絡先 大村市池田 2 丁目 1306 11 電話番号 0957-48-7560
  - (3) 受付方法 書面又は面談

# (告発等の取扱い)

- 第8条 企画・環境科長は、前条の告発等を受け付けた場合、直ちに最高管理責任者及び統括管 理責任者に報告しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、告発等を受け付けた日から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を対象となる競争的資金等の配分機関に報告する
- 3 報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も前項と同様の取扱いとする。

#### (調査)

- 第9条 最高管理責任者は、受け付けた告発等の内容について調査が必要と判断した場合は、研究所に属さない第三者を含む調査委員会を設置し、調査を命ずる。
- 2 前項に規定する第三者の調査委員は、研究所、告発等を行った者及び被告発者と直接の利害 関係を有しない者でなければならない。
- 3 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及び関与の程度、不正使用の相当額 等について調査する。

#### (競争的資金等の一時執行停止)

第10条 最高管理責任者は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対して、 調査対象の競争的資金等の一時執行停止を命ずることができる。

# (認定)

- 第11条 調査委員会は、被告発者による不正行為の有無、不正の内容、関与した者、関与の程度、不正使用の相当額等について認定し、最高管理責任者に報告する。
- 2 調査委員会は、告発者が悪意による告発等を行ったと認定した場合には、その根拠等について、最高管理責任者に報告する。

# (配分機関への報告及び調査への協力等)

- 第12条 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、当 該配分機関に報告し、協議しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、原則として告発等を受け付けた日から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる研究所の他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書(期限までに調査が完了しない場合にあっては、調査の中間報告書)を当該配分機関に提出する。
- 3 最高管理責任者は、調査の過程で不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに当該配 分機関に報告する。

4 最高管理責任者は、当該配分機関から求めがあった場合は、調査の進捗状況及び中間報告を 行うとともに、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提 出若しくは閲覧又は現地調査に応じる。

# (調査結果の公表)

- 第13条 最高管理責任者は、調査委員会から不正行為の認定の報告があった場合、次の事項を 公表する。ただし、合理的な理由がある場合は、一部事項を非公表とすることができる。
  - (1) 不正に関与した者の氏名及び所属
  - (2) 不正の内容
  - (3) 研究所が公表時までに行った措置の内容
  - (4) 調査委員の氏名及び所属
  - (5) 調査の方法及び手順
  - (6) その他必要事項
- 2 最高管理責任者は、前項により公表した事項について、告発等を行った者(顕名による場合に限る。)に通知する。

# (内部監査)

- 第14条 競争的資金等を適正に運営・管理するため、最高管理責任者は、監査責任者に競争的 資金等に係る管理及び経理事務の監査を実施させるものとする。
- 2 監査責任者は、監査終了後、速やかに監査結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 3 監査責任者は、第1項に定める監査の質を一定に保つため、必要に応じて、監査計画、マニュアル等の作成を行う。
- 4 監査担当者は、第1項に定める監査のため、会計書類の検査、購入物品の使用状況等に関する研究代表者等からのヒアリング等を実施する。

# (その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、競争的資金等の運営・管理に関し必要な事項は別に定める。

# 別表

最高管理責任者	所長
統括管理責任者	次長(技術)
コンプライアンス推進責任者	次長(事務) 各研究部長
コンプライアンス推進副責任者	各科長
防止計画推進者	企画・環境科長
監査責任者	総務課長
監査担当者	総務課員